

岐阜労働局
令和5年6月29日発表

担 当	労働基準部	監督課
	監督課長	福岡優一
	監察監督官	中村賢司
	電話	058-245-8102

令和4年の監督指導結果を公表 ～違反率は過去5年で最も高く70%を超える～

岐阜労働局（局長 千葉登志雄）は、令和4年に県内の7つの労働基準監督署（以下「監督署」）が実施した監督指導^()と司法事件の結果を取りまとめましたので、公表します。

1 監督指導の状況

令和4年は県内3,903の事業場に対して監督指導を実施し、このうち、2,807事業場（71.9%）で法令違反を確認した。

主な違反事項別の違反率では、健康診断（19.9%）が最も高く、次いで安全基準（18.2%）、労働時間（16.3%）となっている。（グラフ1）

主な業種別の違反率では、接客娯楽業（78.4%）が最も高く、次いで、製造業（75.0%）運輸交通業（73.8%）となっている。（グラフ2）

2 監督指導の主な事例（別紙のとおり）

3 司法事件の状況

法違反の内容が重大又は悪質な事案15件を検察庁に送検した。

主な法違反（1事案について複数該当するものあり）は、接触防止措置義務不履行が4件、労災かくしが3件、賃金不払が2件、墜落防止措置義務不履行が2件等となっている。（グラフ3）

業種別では、製造業が6件、建設業が5件となっている。

4 主な送検事例（別紙のとおり）

5 岐阜労働局の対応

事業活動の活発化などに伴い一部で過重労働が懸念されるため、過重労働が疑われる事業場に対して重点的に監督を実施します。また、令和4年は休業4日以上労働災害が大幅に増加したことから、監督指導の実施により労働災害防止のさらなる徹底を図ります。重大・悪質な事案については、引き続き、司法処分を含め厳正に対処します。

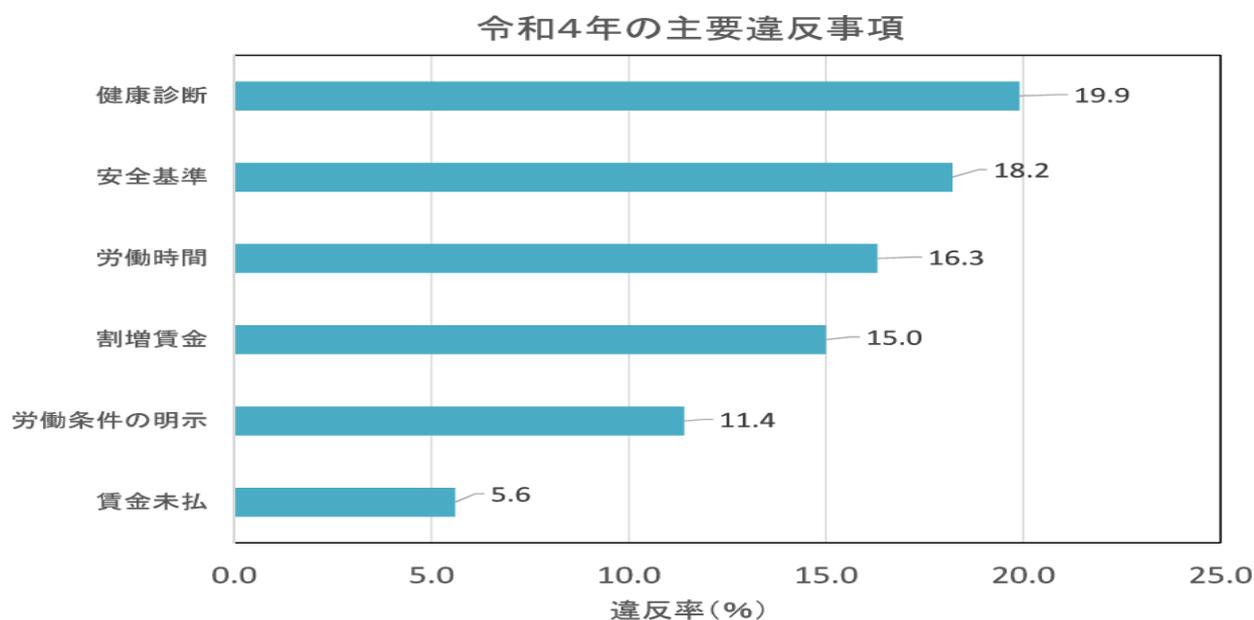
() 労働基準監督官が、労働基準法等に基づき事業場に立ち入るなどによって調査を行い、法違反等の是正指導、使用停止等処分を行います。

1 監督指導の状況

(1) 令和4年の監督指導結果

岐阜県内の7つの労働基準監督署は、相談、通報、各種届出書類状況、インターネット監視情報などを踏まえて監督指導を実施しており、令和4年の1年間において、県内3,903事業場のうち2,807事業場で労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の法令違反を確認（違反率71.9%）し、改善指導を行った。

(2) 令和4年の主要違反事項【グラフ1】



健康診断 19.9%

- ◇ 定期健康診断が年1回実施されていない
- ◇ 健康診断有所見者の結果について医師に意見聴取していない

安全基準 18.2%

- ◇ 高さ2m以上の足場に手すり、中さん等墜落防止措置がない
- ◇ 食料品製造機械のローラーに安全カバーが設置されていない

労働時間 16.3%

- ◇ 36協定未締結のまま時間外労働をさせている
- ◇ 36協定の上限時間を超えて時間外労働をさせている

割増賃金 15.0%

- ◇ 時間外労働の実態を適正に把握せず、時間外手当が支払われない
- ◇ 定額残業手当を超える時間外労働に対して割増賃金が支払われない

労働条件明示 11.4%

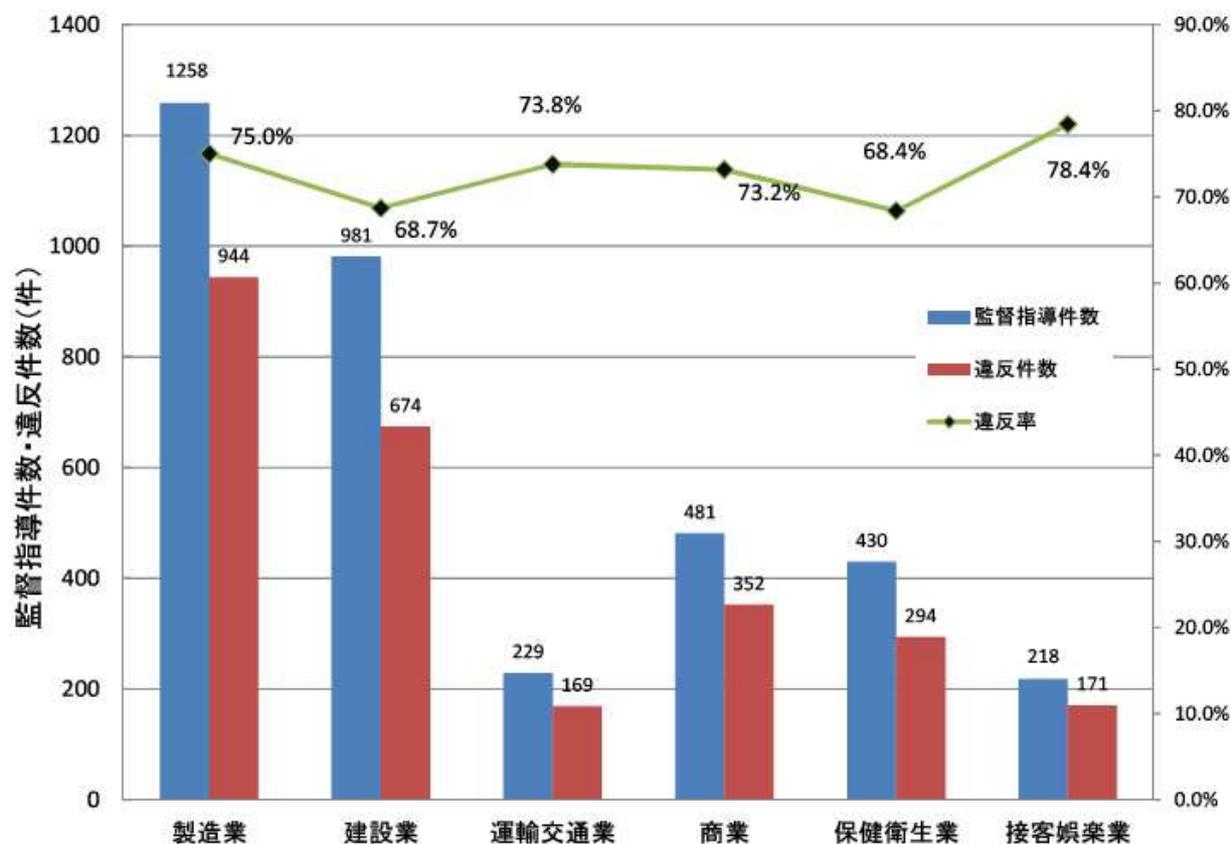
- ◇ 雇入れ時に労働条件を記載した書面が交付されない

賃金未払 5.6%

- ◇ 所定支払日に定期賃金が支払われない
- ◇ 賃金から損害金等を控除され、賃金全額が支払われない

(3) 令和 4 年の主な業種別監督指導結果【グラフ 2】

令和4年の主な業種別監督指導結果



令和 4 年の違反率は、飲食店などの接客娯楽業（違反率 78.4%）が最も高く、続いて、製造業（同 75.0%）、運輸交通業（同 73.8%）、小売業などの商業（同 73.2%）、建設業（同 68.7%）、介護施設、病院などの保健衛生業（同 68.4%）の順になっている。

2 監督指導の事例

令和4年に監督指導、訪問支援を行った代表的な事例は下記のとおりである。

事例1【長時間労働の是正】

概要

プラスチック製品の製造工場内で検品・梱包作業を行う事業場において、複数の労働者に月100時間を超える時間外・休日労働が常態化していたもの。

指導内容

36協定で定めている時間外・休日労働の時間の上限を厳守すること、特定の労働者が長時間労働となっている要因を分析すること、当該要因を解消する対策を立てて実施することについて指導した。

指導結果

発注者である製造工場側とも話し合いを行い、日々の時間外労働の削減に加え、原則として休日労働をしないこととした。

変形労働時間制の下での時間外労働時間数の把握や、各労働者の累積での時間外労働時間を把握できるような「労働時間管理表」を作成し、管理者が時間外労働の状況を適切に管理できるようにした。

これらの取組の結果、時間外労働が月80時間未満となった。

事例2【賃金不払残業の是正】

概要

ガスの卸を行う事業場において、タイムカード等の客観的な記録に基づかず、申請簿による自己申告のみで時間外労働時間の把握、管理を行っていたため、過少申告による時間外手当の不払いが生じていたもの。

指導内容

過去の時間外労働時間数をタイムカードなどの客観的記録に基づいて再調査して不払となっている時間外手当を支払うこと、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づく労働時間管理を行うことについて指導した。

指導結果

過去の時間外労働時間数を再調査し、不払となった時間外労働手当、深夜手当を支払った。また、労働時間管理はタイムカードと時間外労働申請簿を併用し、両者の乖離の有無を日々確認するとともに、警備記録とタイムカードとを照合し、タイムカードが適正に打刻されているかについても定期的に調査を行うこととした。

これらの取組により、賃金不払残業が発生する状況を解消した。

事例3【労働時間相談・支援班による荷主要請】

概要

貨物取扱事業を行う事業場に対して、署の労働時間相談・支援班による荷主要請（ ）を実施した。

当該事業場に所属する自動車運転者がいないため、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下「改善基準告示」という。）に対する認識がなく、結果としてトラック運転者が当該事業場の構内で荷待ちをする時間が最大6時間に及ぶことがあった。

要請内容

改善基準告示の概要、トラック配送における荷待ち時間の削減方法を説明し、トラック運転者の荷待ち時間が短くなるよう要請した。

結果

事業場担当者も改善基準告示の内容を理解し、荷待ち時間短縮の重要性を認識した。

また、荷待ち時間の原因となる梱包作業を先取りして実施することによりトラック運転者の荷待ち時間の短縮に努めることとした。

荷主要請とは、監督署で通常行っている監督指導とは異なり、監督署に設置している労働時間相談・支援班の担当者が発着荷主となる事業場に訪問し、自動車運転者の長時間労働抑制のため、荷待ち時間の短縮を要請するとともに、自動車運転者に関する労働関係法令の周知や荷待ち時間の短縮に有用な情報提供・支援を行うものです。

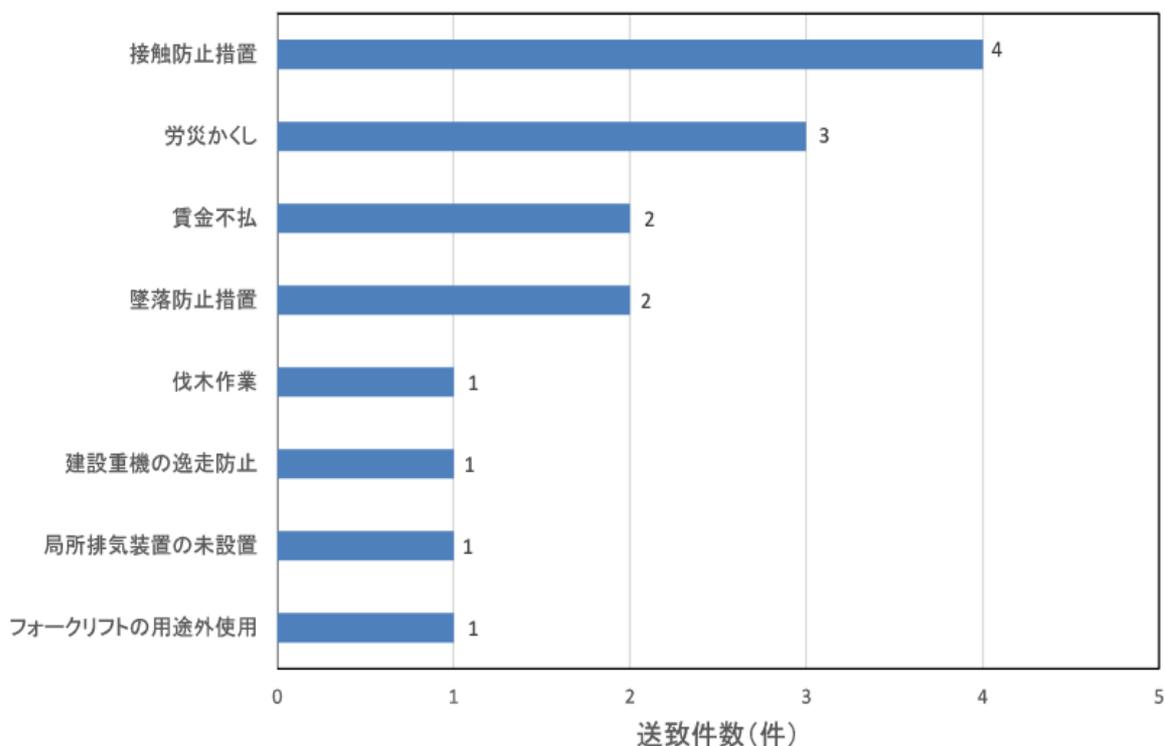
3 司法事件の状況

(1) 令和4年の送検件数

令和4年の送検件数は、15件となった。労働条件関係が2件、安全衛生関係が13件となった。

(2) 主な法違反と内訳【グラフ3】

令和4年の主な法違反



接触防止措置義務不履行が4件、次いで労災かくしが3件、賃金不払が2件、墜落防止措置義務不履行が2件となっている。

(3) 令和4年の業種別司法処分結果

令和4年は、製造業が6件、建設業が5件、その他が4件となっている。

4 送検事例

令和4年に送検した代表的な事例は下記のとおりである。

事例1【外国人技能実習生に対する賃金不払】

概要

縫製業を行う事業者において、労働者として使用する中国人技能実習生に対し、岐阜県最低賃金を下回る金額で約定し、時間外手当を1時間550円という法定割増賃金額を大幅に下回る金額で約定して、最低賃金及び法定の割増賃金を支払わなかったもの。

事例2【建設重機による死亡災害】

概要

土木工事を請け負う建設業の事業者において、公共工事現場で車両系建設機械であるローラーを運転していた労働者が運転席から離れる際、原動機を止め、かつ走行ブレーキをかける等の逸走を防止する措置を講じさせなかったため、同車両が動き、車両の前方にいた労働者が轢かれて死亡したものの。

事例3【伐木作業による死亡災害】

概要

造園事業者において、木材伐出作業現場で労働者1名とともに立木の伐木作業を行うに当たり、伐倒の合図を定めず、また伐倒木に激突する危険がある箇所労働者を立ち入らせたため、伐倒木が労働者に激突して死亡したものの。

事例4【公共工事における労災かくし】

概要

土木工事を請け負う建設業の事業者において、下請けとして作業をしていた公共工事現場で発生した休業3か月以上を要する労働災害を自社が所有する倉庫内で発生した労働災害と偽り、労働基準監督署長に虚偽の報告をしたもの。

また、元請の建設業者も、臨検監督した監督官に対して、労働災害の発生に関して虚偽の説明を行い、偽装した書類を提出したものの。